

証券コード 7076
(発送日)2025年12月10日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
J P タワー名古屋
名 南 M & A 株 式 会 社
代表取締役社長 篠 田 康 人

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(<https://www.meinan-ma.com/>)

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト（上場会社検索）

(<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)

（上記の名証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名」に「名南M&A」又は「コード」に当社証券コード「7076」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により事前の議決権行使をいただきたく、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋3階
カンファレンスホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、
計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議
案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の表示があったものとして
お取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書
用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及
び名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていた
だきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事
項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くだ
さいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調なインバウンド需要の増加により非製造業を中心にゆるやかな改善が見られる一方、米国関税政策への警戒感の強まりにより景況感が下押しされる等、未だ先行き不透明な状況が続いております。

M&A業界におきましては、帝国データバンクの調査（全国「後継者不在率」動向調査（2024年））によれば、後継者不在率は52.1%と調査開始以降で最低値となり、コロナ以前からの官民一体となった事業承継への啓蒙活動や支援が中小企業にも浸透し後継者問題に対する経営者の意識改革が進むなど、一定の成果がうかがえるものの改善ペースは鈍化の兆しがうかがえる状況となっております。また、後継者難を理由とした倒産件数は2024年も過去最高の2023年と同等の推移であることから、後継者問題は継続した社会課題であると考えております。

このような状況下において、中小企業庁の「中小M&A推進計画」に基づき、国の事業承継・引継ぎ支援センターが支援する中小M&A件数は右肩上がりで推移する一方、M&A仲介業者に対する免許登録等の要件による仕切りが無いため、仲介業者のモラルが問われている状況となっております。2024年8月には「中小M&Aガイドライン」が第3版に改訂されました。これに合わせて、M&A業界の自主規制団体である「一般社団法人M&A支援機関協会」による不適切な買手にかかる情報共有の仕組みが大幅に改定され、M&A取引において所定の事由が発生した場合、当該取引における譲り受け側の情報を協会が管理する「特定事業者リスト」に登録され、当該リスト利用者はその情報を活用できる仕組みが整いました。

また、2024年8月には金融庁が「金融機関におけるM&A支援の促進等について」を公表し、地域金融機関によるM&A支援の促進や、M&A・事業承継における支障（経営者保証）を見直す枠組みの指針が示されたことから、金融機関によるコンサルティング機能の充実が求められております。当社グループにおいては、かねてより主な提携先である金融機関や会計事務所等の顧客の有する潜在的な事業承継ニーズの拾い上げのための勉

強会の実施などにより、M&Aニーズの発掘や啓蒙活動に取り組むなどし、協力してM&Aコンサルティング機能の充実を図っております。さらに、2022年10月の東海地方初のJ-Adviser資格を取得以降、TOKYO PRO Market（以降TPM）への上場を目論む企業から安定した引き合いを受け受託件数は好調に増加しており、今期3社目の上場を果たしました。このほか、スタートアップ企業へのファンドを通じた出資等、企業の成長ステージに合わせたコンサルティングメニューの充実を図ってまいります。

当社グループの経営状況は、当連結会計年度においては計105件（前事業年度93件）の案件が成約し、売上高は1,487百万円、営業損失は22百万円、経常損失は31百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は51百万円となりました。

なお、当社グループはM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、東京オフィスの開設による有形固定資産の取得を中心に、総額19百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

① 人材の確保・育成

当社グループの成長戦略においては、人的資本の強化、即ちM&Aアドバイザーの確保・育成を最重要課題として位置付けております。

この課題を解決すべく、まず人材確保の観点では、M&A業務経験者に限定した採用とせず、金融機関や会計事務所等での勤務経験を通じて、M&Aアドバイザリー業務に資する経験を有している人材を中心に、幅広く積極的な採用を展開しております。その上でインセンティブに偏らない報酬制度、テレワークの導入、男性の育休取得を支援などの働きやすい環境づくりにも注力することで、人材流出の抑止にも取り組んでおります。

また育成の観点では、属人化しがちなM&Aアドバイザリー業務を社内ですべて集約・共有することにより他者から学ぶ視点と、アドバイザーがM&A

支援に必要なノウハウとコミュニケーションは何なのかを自主的に考え社内還元する視点の両軸で改善を促し、マッチング力、成約力の向上に全社員で取り組みアドバイザーの早期戦力化を図っております。

これに加えて、中小企業庁から「中小M&A人財向け 使命、倫理・行動規範、知識スキルマップ」が公開されたことを受け、知識のみに限定せず、倫理観の醸成についても注力しております。

これらの取り組みにより、多くの経験や高いスキルを持ち、質の高い支援を実行できる、市場に求められる付加価値の高いプレイヤーへの成長が促せるものと考えております。

② M&Aを中心とした事業領域の拡充

中小企業のM&A市場は依然として活況が維持されております。しかしながら昨今では、従来の後継者問題を理由とした事業承継M&Aに限らず、業界再編や不採算事業のスピンアウト、新規事業領域への進出など、成長企業にとっての戦略的なM&A需要が増加したことも大きな要因となっており、こうしたニーズの変遷に対応することが課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、2022年10月にJ-Adviser資格を取得しTOKYO PRO Marketへの上場支援を行うIPO支援事業の立ち上げ、金融機関やスタートアップ支援拠点等と連携してスタートアップ企業への投資実行を行うベンチャーキャピタル事業の運営など、M&Aを中心とした事業領域の拡充にも取り組んでおります。

また、これらの事業領域の拡充においては、各事業にかかる専門性の高い多様なノウハウが必要であることから、グループの税理士法人・弁護士法人との連携を強化することにより、より適切なコンサルティングができる体制の整備を進めております。

これらにより、同業他社との差別化を図り、経営者や提携先に選ばれるM&Aコンサルティング会社としての価値提供ができるよう取り組んでおります。

③ 提携先の開拓及び関係性の強化

当社グループの事業モデルは、提携営業を中心とした事業モデルであるため、従前より提携先との取引がある等十分な与信のある先が譲渡企業または譲受企業となり、いわゆる「不適切な買手」が介在し辛い安全な取引網があることを強みとしております。

このモデルにおいては、提携先開拓による取引網の拡大は重要課題の一つであると認識し活動しており、本社である東海地域を中心として、東京・静岡・大阪・高松と各地域での提携先開拓と並行する形での進出を行うことで、提携エリアを手堅く拡大しております。

また、名南コンサルティングネットワークのグループ会社である株式会社名南経営ソリューションズが全国の会計事務所向けに情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービスを展開しておりますので、これらのサービスのユーザーである会計事務所と連携してM&A案件の発掘に取り組む等、営業活動における関係性を強化していく方針であります。

④ 社会的信用力の向上

中小M&A市場においては、昨今の譲渡企業と譲受企業間でのトラブル等を受け、2024年8月中小M&Aガイドライン（第3版）が改訂され、仲介業者は、収受する手数料の説明だけでなく、最終契約後にトラブルに発展するリスク及びその対応についての説明を行うよう求められております。

当社においては、従前よりガイドラインの趣旨に賛同し、「重要事項説明書」により適切な説明を実施し、お客様から信頼され対等な関係において意思決定をいただくよう、信頼関係の構築に時間をかけて取り組んでおります。

これに限らず、当社グループは名南コンサルティングネットワークの理念である「自利利他」の精神を念頭に、お客様に寄り添う高品質なサービス提供の追求が、社会的信用力の向上に繋がり、ひいては業界全体の健全な発展に資すると考えておりますので、引き続きM&A専門業者の中でも特に高い遵法意識、高い倫理観を保ち、中小企業庁を中心に官民との連携にも取り組んでまいります。

⑤ 案件マッチング力の強化

収益力向上においては、成約件数の増加が重要課題であると考えております。成約件数の増加においては、その案件の成約までのプロセスの管理だけでなく、関係者の意向の汲み取りが必要となります。特に、案件の特性が多岐にわたる状況においては、その特殊性、専門性等にかかる見極めが重要であり、適切に幅広くマッチングを実施し成約の合意を得る力を高めることが課題であると考えております。

この課題に対しては、提携先金融機関や会計事務所等の紹介のみではなく、2025年10月に取得したマフォロバ株式会社の有するマッチングプラットフォーム機能を活用し、広域かつ効率的なマッチングを図ります。また、スキル研修によるインプット、案件を通じたそのノウハウのアウトプットの繰り返しにより、アドバイザー個々のコンサルティング能力を向上させ、成約までの過程を経営者とともに伴走し最適な解決策を模索し提案し続けることにより、その成約率の向上を図ります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 2022年 9 月期	第 9 期 2023年 9 月期	第 10 期 2024年 9 月期	第 11 期 (当連結会計年度) 2025年 9 月期
売 上 高 (千円)	1,382,854	1,453,440	1,924,183	1,487,676
経常利益又は経 常損失 (△) (千円)	349,513	176,556	550,887	△31,314
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	230,982	108,935	389,508	△51,446
1 株 当 た り 当期純利益又は 1 株当たり当期 純損失 (△) (円)	73.36	34.60	123.71	△16.34
総 資 産 (千円)	1,739,916	1,811,381	2,412,277	2,029,886
純 資 産 (千円)	1,445,422	1,540,612	1,915,201	1,783,958
1 株当たり純資産額 (円)	459.08	489.32	608.29	566.61

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前については、当社単体の数値を記載しております。なお、第10期以前の親会社株主に帰属する当期純利益については、当期純利益の金額を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社名南経営ホールディングスであり、同社は当社の株式を1,698,500株（議決権比率53.96%）保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
マフォロバ株式会社	1 百万円	100%	M&Aマッチングプラットフォーム事業

（注）2024年10月 1 日にマフォロバ株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（2025年 9 月30日現在）

事 業 部 門	事 業 内 容
M&Aコンサルティング事業	M&Aの仲介及びコンサルティング

(6) 主要な営業所（2025年 9 月30日現在）

名 称	所在地
本 社	愛知県名古屋市中村区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市北区
静 岡 オ フ ィ ス	静岡県静岡市駿河区
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区
高 松 オ フ ィ ス	香川県高松市

(7) 従業員の状況（2025年 9 月30日現在）

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
71名	—	38歳 9 ヶ月	3 年10 ヶ月

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

2. 当社グループはM&A事業単一セグメントであるため、セグメント別の記載はし

ておりません。

3. 従業員数は社外から当社グループへの出向者を含め、当社グループからの出向者を除外しております。
4. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,148,900株
- (3) 株主数 2,369名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社名南経営ホールディングス	1,698,500株	53.95%
水 野 克 也	71,100	2.26
鈴 木 智 博	40,000	1.27
加 藤 丈 博	38,200	1.21
時 國 均	29,000	0.92
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	26,100	0.83
池 田 達 彦	25,600	0.81
名南M&A役員持株会	22,500	0.71
株 式 会 社 T K S	21,400	0.68
高 原 一 雄	20,000	0.64

（注）持株比率は自己株式（411株）を控除して計算しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	篠 田 康 人	
常 務 取 締 役	青 木 将 人	情報開発本部長 兼 大阪法人部長
取 締 役	櫻 田 貴 志	事業戦略本部長 兼 事業戦略部長・医療支援部長
取 締 役	恒 成 秀 洋	株式会社中部経済新聞社 相談役
常 勤 監 査 役	寺 田 雅 史	
監 査 役	若 山 哲 史	若山・大井総合法律事務所 代表
監 査 役	大 倉 淳	公認会計士大倉会計事務所 代表 株式会社コプロ・ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 恒成秀洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 若山哲史氏及び大倉淳氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役若山哲史氏は弁護士として、高い専門性と豊富な経験を有するものであります。
4. 監査役大倉淳氏は公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 恒成秀洋氏、若山哲史氏及び大倉淳氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役及び監査役いずれも、会社法第425条第1項に定める額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が当社の役員等として行った行為に起因して損害賠償請

求がなされ、被保険者が損害賠償金及び訴訟費用等を負担することで被る被害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社若しくは役員等が違法に利益または便宜を得た場合又は法令若しくは当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為である場合には、補填の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び、決定方針の内容の概要は次のとおりです。

i. 決定方針の決定の方法

2022年11月11日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ii. 決定方針の内容の概要

(基本方針)

- ・報酬水準は事業特性、事業規模、優秀な人材確保の観点から、同業他社および同規模他社の水準等を勘案しております。
- ・報酬体系は、中長期的に持続的な企業価値向上を動機づけるものとしております。

(報酬の構成)

<取締役(社外取締役を除く)>

- ・取締役の報酬は、役割と貢献度を元に決定する月例の基本報酬、短期業績インセンティブとしての業績連動報酬、中長期企業価値向上インセンティブとしての株式取得報酬としております。

<社外取締役>

- ・社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

(各報酬の内容)

・月額報酬

月例の固定報酬とし、役位ごとの役割と貢献度に基づき決定しております。

・業績連動報酬

目標達成に向けた意欲を高めるため事業年度ごとの業績予想における売上高及び経常利益の達成率と株価成長率等を指標としており、役位ごとに内規に基づき決定した業績連動報酬基礎額に各指標の達成度合(各指標が業績連動報酬に占める配分は役位ごとの役割に基づき内規で決定しております。)を反映して決定しております。当該事業年度の業績連動

報酬の算定に係る指標の目標及び実績については以下のとおりになります。

売上高及び経常利益の達成率につきましては、2024年9月期予算に対して売上高113.5%、経常利益率175.7%となりました。なお一部の役員につきましては、担当部署実績にて判定しております。株価成長率につきましては、年間終値平均の2023年9月期と2024年9月期末の年間終値平均との変動率は75.9%となりました。

- ・株式取得報酬

役位ごとに決定し、中長期の業績を反映させる観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしております。

(報酬決定プロセス)

当社の取締役の報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針の決定権限につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。

各監査役の報酬額につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役がそれぞれ協議し、決定しております。

当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、定時株主総会直後の取締役会において、上記方針を勘案し社外役員の意見等も勘案し決議をしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、監査役及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

2025年9月度

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	固定	短期	中長期	支給 人数 (名)
		月額報酬 (千円)	業績連動 報酬 (千円)	株式取得 報酬 (千円)	
取締役 (うち社外取締役)	80,970 (3,600)	66,270 (3,600)	8,250 (－)	6,450 (－)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,400 (4,800)	11,400 (4,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	92,370 (8,400)	77,670 (8,400)	8,250 (－)	6,450 (－)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年12月23日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2016年12月22日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

地 位 及 び 氏 名	主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 恒 成 秀 洋	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。幅広いメディア活動に携わって培われた当地域の情勢についての豊富な知見から、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
社外監査役 若 山 哲 史	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大 倉 淳	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,104千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,104千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
- ・当社の取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
- ・「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- ・不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- ・「コンプライアンス委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。

- ・緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、1ヵ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社と親会社及び子会社との取引を行う場合には、取引の合理性及び取引条件の妥当性を検証し、それらが担保される場合にのみ行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
 - ・監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
 - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
 - ・監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況等の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役1名が出席しております。
- また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス委員会を開催するとともに、役職員に対し、必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ② 監査役会は13回開催され、社外監査役2名が出席しております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査責任者、監査法人との意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査責任者は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,336,106	流 動 負 債	245,928
現金及び預金	1,185,861	買 掛 金	40,897
売 掛 金	1,265	未 払 費 用	160,486
貯 蔵 品	1,715	契 約 負 債	3,778
前 払 費 用	20,914	未 払 法 人 税 等	3,281
未 収 消 費 税 等	30,605	預 り 金	11,671
未収還付法人税等	94,301	賞 与 引 当 金	25,725
そ の 他	1,443	そ の 他	88
固 定 資 産	693,779	負 債 合 計	245,928
有 形 固 定 資 産	42,484	純 資 産 の 部	
建 物	25,139	株 主 資 本	1,780,932
工 具 器 具 備 品	17,345	資 本 金	310,710
無 形 固 定 資 産	6,442	資 本 剰 余 金	276,880
ソ フ ト ウ ェ ア	6,442	利 益 剰 余 金	1,194,522
投 資 そ の 他 の 資 産	644,852	自 己 株 式	△1,180
投 資 有 価 証 券	339,950	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,025
金 銭 の 信 託	100,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,025
差 入 保 証 金	89,336	純 資 産 合 計	1,783,958
保 険 積 立 金	42,221	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,029,886
長 期 前 払 費 用	2,096		
繰 延 税 金 資 産	71,247		
資 産 合 計	2,029,886		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,487,676
売 上 原 価		992,887
売 上 総 利 益		494,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		517,352
営 業 損 失		△22,564
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,150	
為 替 差 益	16	
受 取 手 数 料	4,555	
雑 収 入	861	7,583
営 業 外 費 用		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6,413	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	9,655	
雑 損 失	264	16,333
経 常 損 失		△31,314
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
の れ ん 減 損 損 失	14,669	14,669
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△45,983
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,500	
法 人 税 等 調 整 額	3,963	5,463
当 期 純 損 失		△51,446
親会社株主に帰属する当期純損失		△51,446

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	310,710	276,880	1,324,682	△1,180	1,911,091
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△78,712		△78,712
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)			△51,446		△51,446
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計			△130,159		△130,159
当 期 末 残 高	310,710	276,880	1,194,522	△1,180	1,780,932

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合 計	
当 期 首 残 高	4,109	4,109	1,915,201
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△78,712
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)			△51,446
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,083	△1,083	△1,083
当 期 変 動 額 合 計	△1,083	△1,083	△131,242
当 期 末 残 高	3,025	3,025	1,783,958

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 マフォロバ株式会社

当連結会計年度の期首にマフォロバ株式会社を株式取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1 社

非連結子会社の名称 株式会社ダイナミクス

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2 社

関連会社の名称 OKB・名南ベンチャー支援1号投資事業有限責任組合
MVC1投資事業有限責任組合

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社ダイナミクス

持分法を適用していない非連結子会社は、小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）または利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（金銭の信託含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規

定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具器具備品	3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業はM&A仲介事業であります。

そのサービスの主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点については、以下のとおりであります。

・着手金

個別相談を経て、顧客が当社による支援を希望した場合には、顧客と当社との間でアドバイザー契約を締結し、企業概要書及び匿名譲渡案件資料を作成して顧客へ提供した時点、または必要な企業情報を収集し顧客へ提供した時点で収益を認識しております。

・成功報酬

譲渡希望顧客と譲受希望顧客との間で株式譲渡契約等の最終契約が締結され、当該M&A取引が実行され支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間（5年）にわたり定額法で償却しております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	71,247千円
--------	----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングに用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは取締役会等で承認された事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、案件の受注状況や市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額	41,887千円
----------------	----------

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,148,900株
------	------------

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	411株
------	------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2024年12月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	78,712千円	25円	2024年9月30日	2024年12月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年12月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	15,742千円	5円	2025年9月30日	2025年12月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はゴルフ会員権であり、市場価格の変動リスクに晒されております。金銭の信託は、合同運用指定金銭の信託であり発行体の信用リスクに晒されております。差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。金銭の信託については、発行体の信用情報を定期的に把握することで管理しております。差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2025年9月30日）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
(1) 投 資 有 価 証 券	9,000	9,000	—
(2) 金 銭 の 信 託	100,000	92,319	△7,680
(3) 差 入 保 証 金	89,336	59,147	△30,189
資 産 計	198,336	160,467	△37,869

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度（千円）
非 上 場 株 式	180
投資事業組合への出資金	144,082
関 係 会 社 株 式	1,000
その他の関係会社有価証券	185,686

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
当連結会計年度 (2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,185,861	—	—	—
売掛金	1,265	—	—	—
未収消費税等	30,605	—	—	—
未収還付法人税等	94,301	—	—	—
金銭の信託	—	—	100,000	—
差入保証金	—	219	—	89,117
合 計	1,312,033	219	100,000	89,117

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	9,000	—	9,000
金銭の信託	—	92,319	—	92,319
差入保証金	—	59,147	—	59,147
資産計	—	160,467	—	160,467

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

ゴルフ会員権については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業セグメントは、M&A仲介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じた収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
M & A 仲 介 事 業	1,402,557
そ の 他	85,118
顧客との契約から生じる収益	1,487,676
そ の 他 の 収 益	-
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	1,487,676

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	14,520
契約負債（期末残高）	3,778

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14,520千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	566円61銭
1 株当たり当期純損失（△）	△16円34銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,350,809	流 動 負 債	244,759
現金及び預金	1,182,605	買 掛 金	40,897
売 掛 金	1,265	未 払 費 用	159,391
貯 蔵 品	1,715	契 約 負 債	3,778
前 払 費 用	20,914	未 払 法 人 税 等	3,210
未 収 消 費 税 等	29,761	預 り 金	11,668
未収還付法人税等	94,301	賞 与 引 当 金	25,725
そ の 他	20,246	そ の 他	88
固 定 資 産	693,779	固 定 負 債	15,835
有 形 固 定 資 産	42,484	関係会社事業損失 引 当 金	15,835
建 物	25,139	負 債 合 計	260,595
工 具 器 具 備 品	17,345	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	6,442	株 主 資 本	1,780,968
ソフトウェア	6,442	資 本 金	310,710
投資その他の資産	644,852	資 本 剰 余 金	276,880
投資有価証券	153,263	資 本 準 備 金	270,710
関係会社株式	1,000	その他資本剰余金	6,170
その他の関係会社有価証券	185,686	利 益 剰 余 金	1,194,558
金 銭 の 信 託	100,000	利 益 準 備 金	320
差 入 保 証 金	89,336	その他利益剰余金	1,194,238
保 険 積 立 金	42,221	繰越利益剰余金	1,194,238
長 期 貸 付 金	10,000	自 己 株 式	△1,180
貸 倒 引 当 金	△10,000	評価・換算差額等	3,025
長期前払費用	2,096	その他有価証券評価差額金	3,025
繰延税金資産	71,247	純 資 産 合 計	1,783,993
資 産 合 計	2,044,589	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,044,589

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,484,312
売 上 原 価		973,918
売 上 総 利 益		510,394
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		491,881
営 業 利 益		18,513
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,145	
為 替 差 益	16	
受 取 手 数 料	4,555	
雑 収 入	860	7,578
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	16,068	
雑 損 失	207	16,276
経 常 利 益		9,815
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29,999	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10,000	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	15,835	55,835
税 引 前 当 期 純 損 失		△46,020
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,428	
法 人 税 等 調 整 額	3,963	5,391
当 期 純 損 失		△51,411

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	310,710	270,710	6,170	276,880	320	1,324,362	1,324,682	△1,180
当 期 変 動 額								
剰余金の配当						△78,712	△78,712	
当期純損失 (△)						△51,411	△51,411	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△130,123	△130,123	—
当 期 末 残 高	310,710	270,710	6,170	276,880	320	1,194,238	1,194,558	△1,180

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	そ の 他 有価証券 評 価 差 額 金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	4,109	4,109	1,915,201
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△78,712
当期純損失 (△)			△51,411
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,083	△1,083	△1,083
当期変動額合計	△1,083	△1,083	△131,207
当 期 末 残 高	3,025	3,025	1,783,993

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券（金銭の信託含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具器具備品 3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業はM&A仲介事業であります。

そのサービスの主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点については、以下のとおりであります。

・着手金

個別相談を経て、顧客が当社による支援を希望した場合には、顧客と当社との間でアドバイザリー契約を締結し、企業概要書及び匿名譲渡案件資料を作成して顧客へ提供した時点、または必要な企業情報を収集し顧客へ提供した時点で収益を認識しております。

・成功報酬

譲渡希望顧客と譲受希望顧客との間で株式譲渡契約等の最終契約が締結され、当該M&A取引が実行され支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	71,247千円
--------	----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	41,887千円
----------------	----------

関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	20,067千円
長期金銭債権	10,000千円
長期金銭債務	698千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価 270千円

営業取引以外の取引高

受取手数料 4,555千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当事業年度増加 株 式 数 (株)	当事業年度減少 株 式 数 (株)	当事業年度末株 式 数 (株)
普 通 株 式	411	—	—	411

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用 39,051千円

繰越欠損金 26,171千円

賞与引当金 7,872千円

関係会社事業損失引当金 4,988千円

投資有価証券 4,722千円

貸倒引当金 3,150千円

その他 3,106千円

繰延税金資産小計 89,063千円

評価性引当額 △15,415千円

繰延税金資産合計 73,648千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,391千円

その他 1,009千円

繰延税金負債計 2,400千円

繰延税金資産の純額 71,247千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	MVC1投資 事業有限責任 組合	所有 直接 33.3%	出資	出資の引受 (注)	115,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

MVC1投資事業有限責任組合を設立した際に出資を引き受けたものです。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社名南経営ホールディングス（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 566円62銭

1株当たり当期純損失(△) △16円33銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

名南M&A株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 橋 敦 司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 馬 淵 宣 考

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名南M&A株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名南M&A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

名南M&A株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大 橋 敦 司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

馬 淵 宣 考

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名南M&A株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき点は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

名 南 M & A 株 式 会 社	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 寺 田 雅 史 ⑩	
社 外 監 査 役 若 山 哲 史 ⑩	
社 外 監 査 役 大 倉 淳 ⑩	

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への還元を経営の重要事項と捉えており、2025年9月期より配当性向20%を目安として定めております。しかしながら2025年9月期においては赤字の結果ではございますが、株主還元としての安定配当と事業成長と財務健全性のバランスを勘案し、当期の期末配当につきましては、一株当たり5円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は15,742,445円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年12月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人東海会計社を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年10月31日現在)

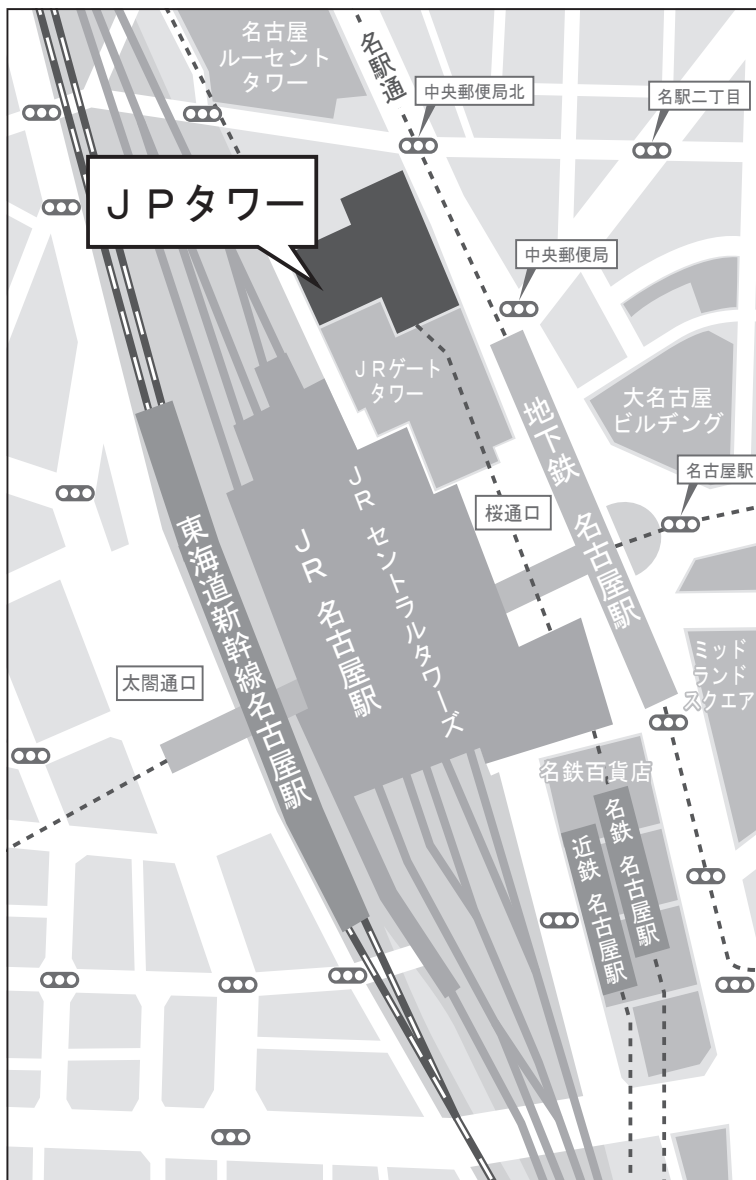
名称	監査法人東海会計社		
主たる事務所	名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル5階		
沿革	1991年 7 月	設立	
	1994年 8 月	創和監査法人と合併	
概要	資本金	45百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	22名
		特定社員	1 名
		職員（公認会計士）	114名
		（その他）	11名
		合計	148名

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 J P タワー名古屋 3 階
カンファレンスホール

TEL 052-589-2795



交通	J R名古屋駅	桜通口出口より	徒歩約1分
	地下鉄東山線・桜通線	10番出口より	徒歩約1分

＜その他のご案内＞

◎お体が不自由なまたは障がいのある株主様へ

- ・車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、事前にご連絡をお願い申し上げます。